

## 合併浄化槽に関する補助制度をご活用ください

### ●合併処理浄化槽設置費補助金

- 内 容** 単独処理浄化槽または汲み取り便槽から、合併処理浄化槽に入れ替える方への補助金
- 対 象** 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、一般家庭住宅に補助指針に適合した合併処理浄化槽を設置する方

#### 補助金額（上限）

| 人槽区分 | 設置費    | 処分費 | 配管費  |
|------|--------|-----|------|
| 5人槽  | 41万2千円 | 9万円 | 15万円 |
| 7人槽  | 49万4千円 |     |      |
| 10人槽 | 62万8千円 |     |      |

- そ の 他** ○工事着工前に申請してください。
- 設置後は浄化槽法に基づく法定検査を受検してください。
- 町税の滞納がある場合は、補助金の交付はできません。

### ●合併処理浄化槽維持管理費補助金

- 内 容** 合併処理浄化槽を適正に維持管理している方への補助金
- 対 象** 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、一般家庭住宅に設置された合併処理浄化槽（10人槽以下）を適正に維持管理している方
- 対象経費** 保守点検費用と法定検査手数料を合計した金額（町に申請する日の前日から過去1年間のもの）
- 補助金額** 対象経費の2分の1の額で、上限1万円（千円未満切り捨て）
- そ の 他** ○毎年申請が可能です。
- 町税の滞納がある場合は、補助金の交付はできません。

まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線 153・156

## 越生町個人住宅等リフォーム補助事業

### 内 容

町民が自己の居住する住宅を町内の施工業者を利用して、バリアフリーもしくはエコリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

**補助金額** 工事に要する経費の20%に相当する額（限度額10万円）

**対 象 者** 町内に居住する方で、次の要件を全て満たす方

- ・町に住民登録をしている方
- ・町税の滞納がない方
- ・対象工事について、町の他の制度による補助を受けていない方
- ・過去にこの制度を利用していない方

**対象住宅** ・自己の居住住宅

・マンション等の自己専有部分

・店舗併用住宅等の住居部分

**要 件** ・町内の施工業者を利用すること。

・補助金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了すること。

・以下の対象工事を含み、10万円以上の経費を要する工事であること。

**対象工事** ・手すり設置、段差解消、滑り防止など、生活を営む上で障壁（バリア）となっているものを改良、改善する工事

・二重サッシや複層ガラスへの取替え

・外壁、天井または床の断熱材の施工 など

産業観光課 観光商工担当 ☎内線 147

## 付加年金をご存じですか？

国民年金の被保険者は、通常の年金保険料と合わせて月400円の付加保険料を納付することができます。

付加保険料は、納付した月数に応じた額の半額が、年額として毎年老齢基礎年金の受給額に加算されます。

### ○手続き方法

町民課に備え付けの用紙に必要事項を記入し、町民課または年金事務所にご提出ください。

### ○付加年金額の計算式

200円×付加保険料を納付した月数

### ○計算例

付加保険料を10年間（120月）納付したとすると、納付額は400円×120月＝48,000円の納付となります。

付加年金額は24,000円となるため、65歳からはこの金額を老齢基礎年金に上乗せして毎年受給することができます。

付加保険料を納付した方は、老齢基礎年金を2年間受給すれば納付した付加保険料の元が取れることになります。

### ○付加保険料の納付方法

付加保険料は申込した月分から納付していただくことになります。

申込後、日本年金機構より送付される付加保険料込みの納付書（前納で納付済みの方は付加保険料の納付書）でお近くの金融機関、コンビニエンスストア等で納付することができます。口座振替、クレジットカードによる納付も可能です。

※国民年金第一号被保険者または65歳以下の任意加入被保険者のみ活用することができます。また老齢基礎年金の受給資格がない方や国民年金基金加入者は申し込みできません。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 町民課国保年金担当 ☎内線 121

## リチウムイオン電池の適切な分別排出について リチウムイオン電池に起因する火災事故防止への御協力をお願い

リチウムイオン電池に起因する火災事故が増加しています。リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わり変形・破損すると発火する恐れがあります。

リサイクルマーク（♻️ Li-ion）があるもの、充電できるものや電源につながなくても動くものは、リチウムイオン電池が使われている可能性があります。

埼玉西部環境保全組合では、令和6年4月からリチウムイオン電池を含めた電池類を一括回収しております。電池類は有害ごみの日に他のごみと混ぜず、使い切ってから出してください。捨てる時は「電池をぬらさない・外さない」「他の廃棄物と混ぜない」「電池の端子部分を露出させない」ことが重要です。詳しくは埼玉西部環境保全組合のホームページをご覧ください。

また、越生町役場でもリチウムイオン電池を含む小型充電式電池の回収ボックスを設置しておりますので、ご利用ください。

### 埼玉西部環境保全組合 電池の処分に関するホームページ

<http://hozenkumiai.or.jp/denchirui-2.html>

### 埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/lithium/jikoboshi.html>



埼玉西部環境保全組合 HP



埼玉県 HP

まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線 153・156

川角リサイクルプラザ ☎049-294-4115